



福島医発第 673 号（地）

令和 2 年 6 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 松 田 峻一良  
（ 公 印 省 略 ）

令和 2 年度医療法第 25 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく  
立入検査の実施について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、厚生労働省医政局地域医療計画課及び同局研究開発振興課より各都道府県等衛生主管部（局）等に対し通知が発出された旨日本医師会より連絡がありました。

立入検査については、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱において、病院に対して原則年 1 回実施することとされ、医療法第 25 条第 3 項において規定されている特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査についても、原則年 1 回の実施とされています。

本件は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえると、例年通りの立入検査の実施が困難な状況が想定されるため、地域の各状況を考慮して実施の判断を行うとともに、令和 2 年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和 3 年度立入検査の実施を持って令和 2 年度立入検査も実施したものとみなすことをお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、令和 2 年度立入検査の実施について、福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係に確認したところ、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ現在検討しているとのことですので、詳細が決まり次第ご案内いたします。

---

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志  
会長 島田昇二郎

(地 103)

令和 2 年 5 月 1 4 日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范  
城 守



令和 2 年度医療法第 2 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく立入検査の実施について

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より、各都道府県等衛生主管部（局）に対し、事務連絡「令和 2 年度医療法第 2 5 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」が、また、同省医政局地域医療計画課並びに同局研究開発振興課の連名にて各地方厚生（支）局医療課に対し、事務連絡「令和 2 年度医療法第 2 5 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」が発出されました。

立入検査については、医療法第 2 5 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱において、病院に対して原則年 1 回実施することとされ、医療法第 2 5 条第 3 項において規定されている特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査についても、原則年 1 回の実施とされております。

両事務連絡は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえると、例年通りの立入検査の実施が困難な状況が想定されるため、地域の各状況を考慮して実施の判断を行うとともに、令和 2 年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和 3 年度立入検査の実施を持って令和 2 年度立入検査も実施したものとみなすことについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 1 2 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

# 令和 2 年度医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大するとともに、そのまん延状況を踏まえて、政府においては、4 月 17 日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、5 月 6 日までの間、全国的に新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発令し、さらに、5 月 4 日付でその期間が 5 月 3 1 日まで延長されたところです。

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）については、「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」（平成 13 年 6 月 14 日付け医薬発第 637 号・医政発第 638 号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知）（以下「立入検査要綱」という。）により実施しているところではありますが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえると、立入検査においても、例年通りの実施が困難な状況が想定されます。

つきましては、令和 2 年度の立入検査の実施に当たっては、立入検査要綱の実施時期（原則年 1 回）にかかわらず、緊急事態宣言の発令状況、今般の新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況等を考慮し実施の判断を行っていただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、令和 2 年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和 3 年度立入検査の実施をもって、令和 2 年度立入検査も実施したものとみなすこととします。

事 務 連 絡  
令和2年5月12日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医政局研究開発振興課

令和2年度医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大するとともに、そのまん延状況を踏まえて、政府においては、4月17日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、5月6日までの間、全国的に新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発令し、さらに、5月4日付でその期間が5月31日まで延長されたところです。

医療法（昭和23年法律第205号）第25条第3項の規定に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）については、「特定機能病院の立入検査業務実施要領」（令和元年6月27日付け医政地発0627第1号別添）及び、「臨床研究中核病院の立入検査業務実施要領」（令和元年7月18日付け医政研発0718第1号別添）（以下、「立入検査要領」という。）により実施しているところではありますが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえると、立入検査においても、例年通りの実施が困難な状況が想定されます。

つきましては、令和2年度の立入検査の実施に当たっては、立入検査要領の実施回数（原則年1回）にかかわらず、緊急事態宣言の発令状況、今般の新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況等を考慮し実施の判断を行っていただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、令和2年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和3年度立入検査の実施をもって、令和2年度立入検査も実施したものとみなすこととします。